○文部科学省令第三十六号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二千二十四年の禁止表」を「二千二十五年の禁止表」に、「二千二十四年一月一日」を「二千二十五年一月一日」に改める。

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。